

平成三年八月環境庁告示第四十六号（土壤の汚染に係る環境基準について）の一部を改正する件 新旧対照条文
 ○ 平成三年八月環境庁告示第四十六号（土壤の汚染に係る環境基準について）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案

別表	項目	環境上の条件	測定方法
(略)	(略)	(略)	(略)
四塩化炭素	(略)	(略)	(略)
クロロエチレン（ <u>別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー</u> ）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	(略)	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
(略)	(略)	(略)	(略)
ほう素	(略)	(略)	(略)
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	(略)	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
備考	(略)		

現行

別表	項目	環境上の条件	測定方法
(略)	(略)	(略)	(略)
四塩化炭素	(略)	(略)	(略)
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
(略)	(略)	(略)	(略)
ほう素	(略)	(略)	(略)
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
備考	(略)		

付表

検液は、次の方法により作成するものとする。

- 1 (略)
 - 2 ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1, 2—ジクロロエタン、1, 1—ジクロロエチレン、シス—1, 2—ジクロロエチレン、1, 1, 1—トリクロロエタン、1, 1, 2—トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3—ジクロロプロペン、ベンゼン及び1, 4—ジオキサンについては、次の方法による。
(1)～(5) (略)
- 3・4 (略)

付表

検液は、次の方法により作成するものとする。

- 1 (略)
 - 2 ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2—ジクロロエタン、1, 1—ジクロロエチレン、シス—1, 2—ジクロロエチレン、1, 1, 1—トリクロロエタン、1, 1, 2—トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3—ジクロロプロペン及びベンゼンについては、次の方法による。
(1)～(5) (略)
- 3・4 (略)